

(別表) (第13条関係)

3 野球場

区分		金額
専用する場合	午前 (午前9時から正午まで)	円 1,400
	午後 (午後1時から午後5時まで)	1,700
	全日 (午前9時から午後5時まで)	2,500
	上記に掲げる時間以外の場合	知事が別に定める額
専用しない場合		知事が別に定める額

4 庭球競技場

単位		金額
コート一 面につき	午前 (午前9時から正午まで)	円 1,100
	午後 (午後1時から午後5時まで)	1,500
	全日 (午前9時から午後5時まで)	2,600
	上記に掲げる時間以外の場合	知事が別に定める額